



監督署の窓

「第三者行為災害」 について

労災保険の第三者行為災害の取り扱い、本誌にも何度となく掲載されています。

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付等を行うことを目的としています。その保険給付の原因となった業務災害又は通勤災害が第三者の加害行為等により発生した場合を「第三者行為災害」と称しています。

「第三者」とは、労災

保険の保険者である政府保険加入者である事業主及び保険給付を受けるべき者である被災労働者又はその遺族以外の者を言います。

第三者行為災害の場合、被災労働者又はその遺族は、労災保険に対する保険給付請求権を取得すると同時に、当該第三者に対しても損害賠償請求権を取得することになります。

当然、重複して損失の填補を受けることはできませんが、被災労働者等に填補されるべき損失は、最終的には政府ではなく、災害の原因となった損害賠償責任を負う第三者が負担すべきものです。そのため、労災保険法第12条の4において、先に政府が保険給付をしたときは、被災労働者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の限度で取得するものとし、被災労働者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、

その価額の限度で保険給付をしないことができる」と定められています。

この労災保険法第12条の4の効力は国内に限られていますので、海外で発生した第三者行為災害では、原則、政府は求償権を行使することができません。（災害発生地国



の法令によっては、求償を行う場合もあります）

さて、第三者行為災害といえ、自動車や自転車などの相手のある交通事故、または暴力行為のように誰かの直接の加害行為によって災害が発生した場合に限定しがちで

すが、第三者が直接の行為者でない場合も要件を満たすことがあります。

例えば、自転車で帰宅途中に工事現場への出入口に設置された鉄板がずれていたのに気付かずバランスを崩し転倒してケガをした事案や歩行中に道路の陥没に躓いて転倒しケガをした事案など、道路や建物などの設置又は保存に瑕疵があれば、その占有者又は所有者が損害賠償責任を負うことがあります。

犬に咬まれた事故では、飼い主が民法の「動物の占有者等の責任」の規定に基づく損害賠償責任を負うことがあります。また、派遣労働者が派

遣先事業場での業務中に労災事故に遭ったケースで、直接の加害行為が存在しなくても、派遣先事業場の設備等に原因がある場合は、派遣先事業場が損害賠償責任を問われることがあります。

第三者行為災害に該当すると思われる事案で、労災保険給付を請求する場合は、「第三者行為災害届」をすみやかに提出してください。ただし、第三者が同僚の場合は提出不要のケースもありますので、ご不明な点は、監督署へお問い合わせください。

イラスト・木村武司

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面） 052-961-8653
安全衛生課 052-961-8654
労災課 052-961-8655